

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市中心卸売市場南港市場本館棟内 臓処理室空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	住之江区	不二熱学サービス(株)	59,950,000	令和7年4月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
2	令和7年度 柴島浄水場外3か所水質計 器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 守口市 寝屋川市 枚方市	(株) デイケイケーサ ービス関西	38,500,000	令和7年4月14日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
3	令和7年度 井高野抽水所外1か所制御 設備外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	東淀川区 淀川区	(株) 正興電機製作所 大阪営業所	50,600,000	令和7年4月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
4	令和7年度 柴島浄水場外2か所水質計 器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設 工事	東淀川 守口市 枚 方市	島津システムソリュー ションズ(株) 大阪支 店	10,340,000	令和7年4月21日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
5	令和7年度 庭窪浄水場外2か所高圧配 電設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川 守口市 枚 方市	(株) 日立産機テクノ サービス 大阪事業所	100,100,000	令和7年4月25日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
6	令和7年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶 融炉施設整備工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	月島・メタウォーター・ 東芝特定建設工事共 同企業体	571,340,000	令和7年4月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
7	令和7年度 柴島浄水場外13か所水質 計器整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川 生野 北 鶴見 阿 倍野 住之江 東住吉 大正 此花 守口市 寝屋川市 枚 方市	向洋電機(株)	69,300,000	令和7年5月8日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
8	淀川南岸線(国道2号交差部)ボックス復 旧工事	01:土木工事	福島区	(株) 鴻池組 大阪本 店	153,560,000	令和7年5月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第6号	K11	
9	令和7年度 泉尾配水場小水力発電設 備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	大正区	石垣メンテナンス(株) 大阪支店	34,100,000	令和7年5月22日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
10	令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融 炉設備整備工事	09B:上下水道施設 工事	平野区	日揮(株) 大阪事務 所	286,000,000	令和7年5月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
11	令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水分 離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	三菱化工機・日揮特 定建設工事共同企業 体	590,700,000	令和7年5月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
12	令和7年度 豊野浄水場外1か所揚水ポ ンプ外整備修繕	09D:機械器具設置 工事	大阪市外	(株) 荏原製作所 大 阪支社	99,000,000	令和7年6月10日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	
13	菅原住宅(1・2号館)外5住宅昇降機設 備改修工事	09A:昇降機設置工 事	東淀川 鶴見 浪速 住吉	三精テクノロジーズ (株)	392,700,000	令和7年6月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
14	令和7年度 泉尾配水場外1か所配水ポ ンプ用外電動機整備修繕	09B:上下水道施設 工事	大正区	メタウォーター(株) 関 西営業部	11,000,000	令和7年6月16日	地方公営企業法施行 令第21条の13第1項 第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	令和7年度 柴島浄水場上系空気冷却乾燥装置補修工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	71,500,000	令和7年6月19日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
16	道頓堀川水門No.3排水ポンプ用吐出弁開閉機修繕	09D:機械器具設置工事	浪速区	日本ギア工業(株) 大阪事業所	5,170,000	令和7年6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
17	令和7年度 大阪市役所本庁舎冷却塔修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	日本ビー・エー・シー(株) 大阪事務所	3,630,000	令和7年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
18	大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機濃液ポンプ交換修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	大正区	パナソニック産機システムズ(株) 近畿支店	665,500	令和7年6月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6	
19	令和7年度 柴島浄水場排水処理施設監視制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	メタウォーター(株) 関西営業部	180,400,000	令和7年6月25日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
20	令和7年度 庭窪浄水場1系沈でん池汚泥掻寄機修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	住友重機械エンバイロメント(株) 大阪支店	6,930,000	令和7年6月26日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	
21	令和7年度 庭窪浄水場1・2系洗浄排水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株)電業社機械製作所 大阪支店	35,530,000	令和7年6月30日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場本館棟内臓処理室空調設備修繕

2 契約の相手方

不二熱学サービス株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、内臓処理室の水冷式冷却塔が故障し、冷房機能が機能しない状況になったため、機能停止した冷却塔を更新し、内臓処理室の作業環境を回復するものである。その空調設備の回復を図るため、機能停止した冷却塔を早急に取り替え、機能回復を目的に各々の機器について更新及び部分改修を行う修繕である。

また本修繕は、老朽が進行していない冷却水配管などの設備を一部残置しながら、機能回復を図るものであり、また別の一部機器は更新するものであるため、現状のシステムを熟知し、現状の機器に対する知識が無ければ、既設設備を修繕し、それに適合した形で新設機器を設置し、全体として空調能力の改善を図ることは不可能である。

現在の空調設備を構築、施工したのは不二熱学サービス株式会社であり、現状のシステムを熟知し、現場実情も把握している唯一の業者であるため、同社の知識と技術と経験が無ければ、本工事を行うことは不可能である。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、上記の契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

（株）デイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本整備修繕は、大阪市柴島浄水場、大阪市庭窪浄水場、大阪市豊野浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、計器に障害等が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、東亜ディーケーケー（株）より修繕業務を移管されている（株）デイケイケイサービス関西である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 工事名称：令和7年度 井高野抽水所外1か所制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：（株）正興電機製作所

3 随意契約理由： 本工事は、井高野抽水所外1か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる制御機能等を既設制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設制御設備等は、（株）正興電機製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設制御等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、（株）正興電機製作所と契約締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市柴島浄水場、大阪市庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（TOC計、pH計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該計器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、計器に障害が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、（株）島津製作所よりTOC計の修繕業務の移管を受け、かつpH計、有試薬残留塩素計の製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場外2か所高圧配電設備整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場の第2取水ポンプ場、柴島浄水場の第1配水ポンプ場及び第2取水ポンプ場並びに楠葉取水場に設置している高圧配電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 工事名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2 契約相手方

月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたって各企業間での技術的な連携が必須条件となる。主要部品についても月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「月島 JFE アクアソリューション（株）」は月島機械（株）、「メタウォーター（株）」は日本碍子（株）、「東芝インフラテクノサービス（株）」は（株）東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有する。

以上のことから、月島・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場外13か所に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、横河電機（株）より事業継承された横河ソリューションサービス（株）より修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

（注）柴島浄水場外13か所

大阪市柴島浄水場（東淀川浄水場含む）、大阪市庭窪浄水場、大阪市豊野浄水場、楠葉取水場、巽配水場、大淀配水場、城東配水場、住吉配水場、住之江配水場、長居配水場、咲洲配水場、泉尾配水場、舞洲給水塔、体験型研修センター

随意契約理由書

1. 案件名称

淀川南岸線（国道2号交差部）ボックス復旧工事

2. 契約の相手方

株式会社鴻池組

3. 随意契約理由

本工事の対象となる淀川南岸線（国道2号交差部）ボックスは、国道2号が旧正蓮寺川を渡河する淀川小橋の橋台を兼用していた構造物である。

本工事箇所では、現在淀川左岸線（2期）の本線である開削トンネル工事が、阪神高速道路株式会社により発注されており（受注者：株式会社鴻池組、以下「隣接工事」という。）、既存の兼用工作物の一部を撤去している。本工事は隣接工事により撤去された構造物の機能の復旧を行うものである。

本工事を効率的に実施するには、隣接工事と仮設工を兼用する必要があることから、隣接工事と並行して施工を実施する必要がある。仮に本工事を別業者に施工させた場合、一体的な施工管理が困難となり、安全対策が不十分になるなど、事故発生リスクが高まる。また、別業者が設置した仮設物を用いて施工することになるため、事故等が生じた場合の責任分界が困難となる。よって、工事の安全・円滑かつ適切な施工が可能となるように、一つの事業者が責任施工する必要がある。

加えて、本工事の施工時には幹線道路である国道2号において、大規模な交通規制を行う必要がある。現状隣接工事において4車線から2車線へ規制を行っているが、周辺道路への車両の迂回や交通渋滞が発生するなど周辺住民や道路利用者への影響を及ぼしており、交通管理者からも速やかに規制が必要となる工事を完了させるように要請されている。

仮に、本工事を隣接工事の完成後に実施する場合、再度仮設工を設置するという手戻りが生じることに加え、再び国道2号の大規模規制を行う必要があり、不要な社会的不利益を生じさせることとなる。

以上のことから、隣接工事の受注者である株式会社鴻池組が本工事を実施することにより、工期の短縮及び経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利であるため、上記業者との随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5. 担当部署

建設局淀川左岸線2期建設事務所設計課（電話番号 06-6466-2179）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 泉尾配水場小水力発電設備整備修繕

2 契約の相手方

石垣メンテナンス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、泉尾配水場に設置している小水力発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）石垣が独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が当該設備の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は（株）石垣より修繕業務を移管されている石垣メンテナンス（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部設備保全センター（電話番号06-6815-2402）

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 令和7年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているので汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるので当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称

令和7年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

脱水分離液処理施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

脱水分離液処理施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから、脱水分離液処理施設を安全かつ効率的に運用するためには、脱水分離液処理施設全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 豊野浄水場外1か所揚水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は大阪市豊野浄水場に設置している揚水ポンプ及びろ過池洗浄排水ポンプ並びに大阪市庭窪浄水場に設置している GAC 吸着池空洗送風機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって本整備修繕を実施することのできる業者は(株) 荏原製作所のみである。
以上のことから上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 豊野浄水場(電話番号072-825-4704)

随意契約理由書

1 案件名称

菅原住宅(1・2号館)外5住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ株式会社の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ株式会社にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ株式会社と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課（電話番号 06-6208-7834）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 泉尾配水場外1か所配水ポンプ用外電動機整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、泉尾配水場に設置している配水ポンプ用電動機及び大阪市豊野浄水場に設置しているろ過池洗浄排水ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズと合併し、メタウォーター（株）として発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 柴島浄水場上系空気冷却乾燥装置補修工事

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本工事は、大阪市柴島浄水場上系に設置している空気冷却乾燥装置の補修を行うものである。

当該設備は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本工事を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本工事によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は水環境事業について、平成19年4月1日に富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター（株）が発足されており、本工事を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門No. 3排水ポンプ用吐出弁開閉機修繕

2 契約の相手方

日本ギア工業(株)

3 随意契約理由

道頓堀川水門及び東横堀川水門は、両水門の連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御し、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「開門機能」を備えた水門施設である。

本修繕は道頓堀川水門の水位調整を行う排水ポンプ用吐出弁電動開閉機の分解整備を行うものである。

本機器は日本ギア工業(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 大阪市役所本庁舎冷却塔修繕

2 契約の相手方

日本ビー・エー・シー（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷房設備において、冷房するための冷却水を冷却する冷却塔部品が経年劣化しているので、交換を行い性能の回復を行うものである。

本庁舎の冷却塔は日本ビー・エー・シー（株）の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、日本ビー・エー・シー（株）のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1. 案件名称

大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機濃液ポンプ交換修繕

2. 契約相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3. 随意契約理由

本修繕は、大正区役所の空調設備(ガス吸収式冷温水機1号機)を修繕するものである。

令和7年1月に実施したガス吸収式冷温水機1号機吸収液の濾過再生作業時に同機に付属する濃液ポンプ(1台)が故障のため稼働していないことが判明し、その作業を実施した受注者より、当該ポンプを交換する必要があると報告があった。

ガス吸収式冷温水機1号機は区役所庁舎空調設備の主力機器であり、来庁者や職員が利用する多くの空間を適切な環境に保つ機能を担っており、空調の運転不能は区役所内を適切な温度に管理できなくなることから、来庁者や職員の健康を著しく害することが予測されるため、空調設備の早急な修繕を実施することが必要不可欠である。

本設備は、三洋電機(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作し他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕について対応可能な業者は、三洋電機(株)を完全子会社化したパナソニック(株)の業務用空調設備に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ(株)のみであることから同社と随意契約を行う。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大正区役所総務課庶務担当(06-4394-9626)

随意契約理由書

1. 案件名称

令和7年度 柴島浄水場排水処理施設監視制御設備整備修繕

2. 契約の相手方

メタウォーター（株）

3. 随意契約理由

本修繕は、大阪市柴島浄水場にある排水処理施設に設置している監視制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、富士電機システムズ（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、当該の事業は、平成19年4月に水環境事業として富士電機システムズ（株）より富士電機水環境システムズ（株）に事業継承された後、平成20年4月1日に（株）NGK水環境システムズと合併し、メタウォーター（株）として発足されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5. 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場1系沈でん池汚泥掻き寄せ機修繕

2 契約の相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場内にある1系沈でん池で発生する汚泥を掻き寄せる設備が故障により機能が発揮できないため、その機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械エンバイロメント（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、その専門の知識と技術及び純正部品を必要とする。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕を実施することのできる業者は、住友重機械エンバイロメント（株）のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号 06 - 6907 - 4473）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 庭窪浄水場1・2系洗浄排水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 電業社機械製作所

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場内にある1・2系ろ過池の洗浄工程で発生する排水を処理工程に戻す設備と、ポンプの吐出量を調整する設備が点検整備基準の周期を超えているため整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 電業社機械製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、その専門の知識と技術及び純正部品を必要とする。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕を実施することのできる業者は、(株) 電業社機械製作所のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号 06 - 6907 - 4473）